

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び母子福祉資金等の償還の免除に関する
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (子ども子育て支援課) 56

告 示

- 令和2年北海道准看護師試験の実施…………… (医務業務課) 57
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課) 59
- 道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課) 59
- 森林法による通知に代える公示…………… (治山課) 59
- 道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) 59
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件)…………… (都市環境課) 59

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 60
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 60

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第41号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和42年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号の表に次のように加える。

母子臨時児童 扶養等資金	ア 児童扶養手当の受給資格者であることを証する書類 イ 令和元年8月分、10月分及び11月分の児童扶養手当の支給額を証
-----------------	--

する書類

第6条中「第9条第1項」の次に「又は附則第7条第5項」を加える。

第12条中「第8条第3項ただし書」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を加える。

第12条の2第1項中「第8条第5項」の次に「又は附則第7条第6項」を加える。

第13条中「第16条」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を加える。

第14条第1項中「第19条第1項」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」又は附則第7条第7項」を加え、同条第2項中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同項第1号中「第19条第1項第1号」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第2号中「第19条第1項第2号」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」又は附則第7条第7項」を加える。

第15条第1項中「第18条第2項」の次に「及び附則第7条第9項」を加える。

第16条第2項第3号中「7月」を「10月」に改める。

第21条の2第5号の表に次のように加える。

父子臨時児童 扶養資金	ア 児童扶養手当の受給資格者であることを証する書類 イ 令和元年8月分、10月分及び11月分の児童扶養手当の支給額を証する書類
----------------	--

第21条の3の表第6条の項中欄中「第9条第1項」の次に「又は附則第7条第5項」を加え、同表第12条の項中「第8条第3項ただし書」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を、「第31条の6第3項ただし書」の次に「(政令附則第8条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第12条の2第1項の項中「第8条第5項」の次に「又は附則第7条第6項」を、「第31条の6第5項」の次に「又は政令附則第8条第2項において準用する政令附則第7条第6項」を加え、同表第13条の項中欄中「第16条」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を加え、同項右欄中「第31条の7」の次に「又は附則第8条第3項」を加え、同表第14条第1項の項中欄中「第19条第1項」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」又は附則第7条第7項」を加え、同項右欄中「第31条の7」の次に「若しくは附則第8条第3項」を、「第19条第1項」の次に「又は政令附則第8条第2項において準用する政令附則第7条第7項」を加え、同表第14条第2項の項中欄中「第19条第1項第1号」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を、「第19条第1項第2号」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」又は附則第7条第7項」を加え、同項右欄中「において準用する政令第19条第1項第1号」を「又は附則第8条第3項において準用する政令第19条第1項第1号」に、「において準用する

政令第19条第1項第2号)を「若しくは附則第8条第3項において準用する政令第19条第1項第2号又は政令附則第8条第2項において準用する政令附則第7条第7項」に改め、同表第15条第1項の項中欄中「第18条第2項」の次に「及び附則第7条第9項」を加え、同項右欄中「第18条第2項」の次に「及び政令附則第8条第3項」を加える。

第22条の2の表第6条の項中欄中「第9条第1項」の次に「又は附則第7条第5項」を加え、同表第12条の項中「第8条第3項ただし書」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第12条の2第1項の項中「第8条第5項」の次に「又は附則第7条第6項」を加え、同表第13条の項中欄中「第16条」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第14条第1項の項中欄中「第19条第1項」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」又は附則第7条第7項」を加え、同表第14条第2項の項中欄中「第19条第1項第1号」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」を、「第19条第1項第2号」の次に「(政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。)」又は附則第7条第7項」を加え、同表第15条第1項の項中欄中「第18条第2項」の次に「及び附則第7条第9項」を加える。

別記第12号様式の2その2中「母子福祉資金(特例児童扶養資金)据置期間延長申請書」を「(母子臨時児童扶養等資金・父子臨時児童扶養資金)据置期間延長申請書」に、「母子福祉資金(特例児童扶養資金)の」を「(母子臨時児童扶養等資金・父子臨時児童扶養資金)の」に改め、同様式その2末尾欄外注の事項中「及び前々年」を削り、「並び」を「及び」に改める。

(母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則(昭和44年北海道規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条各号」を「同項各号」に、「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同項各号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第3条中「貸付」を「貸付け」に、「7月」を「10月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項の規定に基づき貸し付けられた資金であって、この規則の施行の際現に償還しなければならないこととされているものに係る償還の免除については、第1条による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第16条第2項及び第2条による改正後の母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第706号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、令和2年准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

1 試験会場

- | | |
|---|------------------|
| (1) 北海道第2水産ビル | 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 |
| (2) 北海道上川総合振興局合同庁舎 | 旭川市永山6条19丁目1番1号 |
| (3) 北海道オホーツク総合振興局保健環境部
北見地域保健室(北海道北見保健所) | 北見市青葉町6番6号 |
| (4) 北海道十勝総合振興局合同庁舎 | 帯広市東3条南3丁目1番地 |

2 試験の期日

令和2年2月5日(水)午後1時から午後3時30分まで(2時間30分)

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和2年3月31日までに修業見込みの者を含む。)
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和2年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和2年3月31日までに修業見込みの者を含む。)
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(令和2年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

- (1) 提出先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室

イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に住所がある者については、その市の保健所
ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251 又は（代表）011-231-4111 内線 25-363）

(2) 提出期間

令和元年11月25日（月）から同月29日（金）まで（各提出先の就業時間中）とする。ただし、郵便による場合は、同月29日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

6 提出書類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

(1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書

(2) 4の(5)に該当する者にあつては、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定（見込）書の写し（原本を提示すること。） 1通

この場合、看護師国家試験資格認定見込書の写しを提出した者にあつては、令和2年3月2日（月）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課へ看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本を提示すること。）を提出すること。

(3) 4の(6)に該当する者にあつては、知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し 1通

(4) 写真

提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真を受験願書の所定欄に貼り付けること。

7 受験手数料

6,900円

なお、受験手数料は北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。ただし、道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

9 合格の発表

(1) 発表日時 令和2年3月10日（火）午後1時

(2) 閲覧場所 北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課、各総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室並びに小樽市保

健所

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付（郵送）する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、令和2年3月2日（月）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課へ修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業証明書等」という。）を提出すること。

なお、令和2年3月2日（月）までに卒業証明書等を提出することができない者については、同月31日（火）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課へ卒業証明書等を提出すること。提出がない場合は、当該受験は無効とする。

また、郵便による場合は、同月31日（火）までの通信日付印のあるものを有効とする。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

(1) 開示する内容 総合得点

(2) 開示を行う期間 令和2年3月10日（火）から同年4月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 開示を行う場所 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナー

(4) 口頭による開示請求に必要な書類

受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。

(5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。

また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 受験者の取扱い

(1) 受験者は原則として道内に住所がある者とする。

(2) 道外に住所がある者で、受験を希望する場合は、あらかじめ電話で北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課に申し込むこと。

(3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。

また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合は、道内の准看護師学校養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び道内在住者を優先する。

13 その他

(1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課並びに道内の最寄りの総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室において配布する。

(2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、140円分の郵便切手（1部の場合）を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同

封の上、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課又は道内の最寄りの総合振興局若しくは振興局の保健環境部保健行政室若しくは地域保健室に請求すること。

- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和元年11月21日（木）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課まで申し出ること。
- (4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課看護政策グループのホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/soukatsu/newindex/knggroup.htm>）に掲載する。

北海道告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、当別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	令和元.10.7	監事	刑部隆司	石狩郡当別町対雁1番地
同	同	同	八木雅人	同 当別町当別太1545番地2
同	同	同	館田隆壽	同 当別町六軒町7034番地
退任	同元.10.6	同	泉 暁	同 当別町当別太1887番地
同	同	同	刑部隆司	同 当別町対雁1番地
同	同	同	館田隆壽	同 当別町六軒町7034番地

北海道告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（渡島東部地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、令和元年10月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上士幌町役場の掲示場に掲示した。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年農林水産省告示第1114号
- 2 所在が不明な者 川上 英幸

北海道告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道美深中川線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	中川郡中川町字共和13番2地先から 同郡中川町字共和6番3地先まで	令和元.10.25
道道豊頃糠内芽室線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	中川郡幕別町字美川14番3地先から 同郡幕別町字美川47番1地先まで	同

北海道告示第711号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施行者の名称 北斗市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・205号上磯田園通）
- 3 事業施行期間 平成30年7月31日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 平成30年北海道告示第542号の事業地のうち北斗市一本木、久根別4丁目及び久根別5丁目地内において事業地を変更する。

北海道告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年10月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・83号山本通）

3 事業施行期間 平成26年4月15日から令和7年3月31日まで
4 事業地（収用の部分） 変更なし

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月25日

北海道空知総合振興局長 青木 誠 雄

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|---|----------------|
| (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）
（1キログラム当たりの単価） | 2,693,000キログラム |
| (2) 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム）
（1キログラム当たりの単価） | 362,500キログラム |
| (3) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）
（1キログラム当たりの単価） | 561,000キログラム |
| (4) すべり止め材（碎石0.5トンフレコン）（岩見沢出張所）
（1キログラム当たりの単価） | 40,000キログラム |
| (5) すべり止め材（碎石1トンフレコン）（滝川出張所）
（1キログラム当たりの単価） | 1,100,000キログラム |
| (6) すべり止め材（碎石バラ積み）（深川出張所）
（1キログラム当たりの単価） | 650,000キログラム |
| (7) すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（千歳出張所）
（1キログラム当たりの単価） | 13,000キログラム |
| (8) すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（岩見沢出張所）
（1キログラム当たりの単価） | 8,000キログラム |
| (9) すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（滝川出張所）
（1キログラム当たりの単価） | 10,000キログラム |
| (10) すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（当別出張所）
（1キログラム当たりの単価） | 23,000キログラム |

2 落札を決定した日

令和元年10月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(5)まで及び(7)から(10)まで

ア 氏名 株式会社ゴードー

イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号

(2) 1の(6)

ア 氏名 北央道路工業株式会社

イ 住所 札幌市東区北8条東1丁目1番35号

4 落札金額

- (1) 28.2円
(2) 22.8円
(3) 37.0円
(4) 15.0円
(5) 14.6円
(6) 11.5円
(7) 34.0円
(8) 35.0円
(9) 36.0円
(10) 34.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年8月20日付け北海道空知総合振興局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道空知総合振興局告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年10月25日

北海道空知総合振興局長 青木 誠 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

イ 入札番号2 乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を

契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期日 令和2年2月28日(金)
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 令和元年10月25日(金)から同年11月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課需品係
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道空知総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階会議室(送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課)

- (2) 入札日時 令和元年12月5日(木)午後3時(送付による場合は、同月4日(水)までに必着)
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予想される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 7台
 - (2) 予定時期 令和2年1月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道空知総合振興局のホームページ(<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課
 - (2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
 - (3) 電話番号 0126-20-0022
- 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Car 1

b Car 1

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., December 5, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than December 4, 2019)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan

Phone : 0126-20-0022
